

諫早労働基準監督署発表
令和6年12月5日（木）

担 当	諫早労働基準監督署
	署長 樽見 啓介
	監督課長 やぎ とおる 徹
	電話 0957-26-3310

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～土砂への埋没防止の措置を講じなかった疑い～

諫早労働基準監督署（署長 樽見 啓介）は本日、株式会社マツヤ産業及び同社の取締役A（労働災害発生当時）を、労働安全衛生法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年4月3日、長崎県諫早市多良見町の株式会社マツヤ産業敷地内において、土砂に埋没する危険がある原材料貯蔵庫で、労働者に墜落制止のための措置を講じることなく作業を行わせた疑い。

1 被疑者

- 株式会社マツヤ産業
所在地：長崎県諫早市多良見町
事業内容：コンクリート製品製造業
- 株式会社マツヤ産業 取締役A（当時）

2 違反条文

被疑者株式会社マツヤ産業、被疑者Aともに、いずれも労働安全衛生法違反
同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第532条の2（ホッパー等の内部における作業の制限）
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和5年4月3日、諫早市多良見町の被疑会社敷地内の原材料貯蔵庫内部（約4メートル四方、深さ約5メートル）において、同社の取締役Aの指示の下、自社の作業員Bに貯蔵庫の内壁に堆積した砂を掻き落とす作業を行わせていたところ、作業員Bが砂に埋没して死亡するという災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、土砂に埋没するおそれがある場所で作業を行わせてはならず、作業を行う場合には、墜落制止用器具を使用させる等の危険防止措置を講じなければならないと規定されていますが、災害発生当時、このような危険防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

5 その他参考事項

当署管内で平成31年1月1日から令和5年12月31日の過去5年間に発生した休業4日以上労働災害は、全産業で2,220件（うち死亡災害9件）となり、そのうち製造業で発生した労働災害は387件（うち死亡災害2件）で、全体の約17パーセントを占めています。

また、本件災害と同様に、土砂等に埋没することにより労働者が死亡する等して、労働安全衛生規則第532条の2違反により送検された事例は、過去5年間において全国で10件に上ります。

土砂等に埋没するおそれがある場所での作業は、死亡など重篤な災害に繋がる危険があります。当署では労働災害を防止するための指導を継続するとともに、今後も法令違反により重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分も含め厳正に対処していく方針です。

【参照条文】

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第21条 事業者は、掘削、碎石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩落するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当するものは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第14条、第20条から第25条まで、第25条の2第1項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2、第33条第1項若しくは第2項、第34条、第35条、第38条第1項、第40条第1項、第42条、第43条、第44条第6項、第44条の2第7項、第56条第3項若しくは第4項、第57条の4第5項、第57条の5第5項、第59条第3項、第61条第1項、第65条第1項、第65条の4、第68条、第89条第5項(第89条の2第2項において準用する場合を含む。)、第97条第2項、第105条又は第108条の2第4項の規定に違反した者(第二号以下省略)

(両罰規定)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(ホッパー等の内部における作業の制限)

第532条の2 事業者は、ホッパー又はずりびんの内部その他土砂に埋没すること等により労働者に危険を及ぼすおそれがある場所で作業を行わせてはならない。ただし労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等当該危険を防止するため措置を講じたときは、この限りではない。